

30amS-055

明治13年の服薬指導規定（病院薬局）

○五位野 政彦¹（¹東京海道病院薬）

【はじめに】 明治時代の病院薬局について堀岡らの報告がある(病院薬学 3,63-79)。演者は過去に1872(明治5)年の法規中の「調剤の独立性」条文(薬史学雑誌 47,144-153), 1882(明治15)年の大分県医学校病院院則内における「服薬指導」「疑義照会」「院外処方せんの発行」条文(日本薬史学会 2013 年会 No.11)を報告した。

今回同時代の病院における院内規則を再調査した。その結果を報告する。

【調査方法】 国立国会図書館内「近代デジタルライブラリー」で次の検索語で検索をおこない、ヒットした図書を調査した。検索語:「病院」かつ「1900年以前」

【結果】 次の事項が判明した。(書名(発行年))

1. 京都府立療病院第一次年報(1885:明治18):定則中に薬局関連の条文なし。
職員表(1872:明治5)に「薬局係3名」の記載。
2. 岩手県布達(1878:明治11):明治9年盛岡病院假規則には薬局関連の記述なし。
3. 東京大學醫學部一覽(1881:明治14):明治13年醫院職務章程等に薬局の項目。
「(前略)薬受取人(中略)ニ懇諭シ服薬ノ際過失ナキ様注意セシムルヘシ」
4. 大分縣醫学校兼病院第二次報告(1885:明治18):明治16年病院々則に服薬指導, 疑義照会規定あり。薬局長は司薬場八等試薬師五十嵐徹夫。

【考察】1871(明治4)年に軍内病院に「薬局の独立性」が見られて以来, 1872(明治5)年の成文法の後, 明治政府の中枢である東京の病院から薬局に関する規定(服薬指導による医薬品情報提供(事故防止)等)が始まり, それが地方に伝播していった。

薬学関係者がまだ少ないこと, 「西洋医学を修めた医師でも維新前の漢方医療の慣習」(柴田2001)があったことから, 薬局員は非薬学関係者(医師)によるものが多かった。大分県医学校病院(服薬指導規定あり)では薬学関係者が薬局長となっていた。